

社協 あつぎ

令和2(2020)年9月15日:第159号

発行 社会福祉法人
厚木市社会福祉協議会
〒243-0018 厚木市中町1-4-1

保健福祉センター内
電話 046-225-2947 (代表)
FAX 046-225-3036

soumu@shakyo-atsugi-kanagawa.jp
http://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp



社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、市民の皆さまの参加と協力によって地域福祉の推進を図ることを目的とする民間の福祉団体です。

厚木市権利擁護支援センター

8/1

中核機関として リニューアルオープン！

厚木市が今年2月に策定した「厚木市成年後見制度利用促進基本計画」。その中で本会が設置している厚木市権利擁護支援センターが地域連携ネットワークの中核機関のひとつとして位置付けられました。

厚木市権利擁護支援センターは、高齢者や障がい者の権利擁護を普及啓発するとともに、成年後見制度の利用促進と地域連携を推進し、権利侵害の予防・解消を目指します。

また、成年後見制度の活用により、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らし」が実現できるように支援をします。

成年後見制度とは？

認知症や障がいなどにより、判断能力が十分ではない方が契約行為や財産の管理などをする時に、不利益が生じることがないように身の回りに配慮しながら本人の権利や財産を守り、意思決定や生活を支援する制度です。

すでに判断能力が不十分な場合

法定後見制度

家庭裁判所に申立て→後見人等選任

判断能力が低下した時に備えて支援内容と支援者をあらかじめ決めておく

任意後見制度

後見等を受ける方の判断能力

後見等の種類

高

補助

中

保佐

低

後見



センター顧問弁護士の佐藤光輝弁護士と職員

厚木市保健福祉センター4階に新たに開設しました！

生活に大きな支障が生じる前に、もっと制度を活用してもらいたい！

中核機関

権利擁護や成年後見制度の利用が必要な方に、支援が行き届くように地域連携の中心的作用を担う機関

中核機関の役割

成年後見制度の相談

講演会・研修会・出前講座

地域連携ネットワークづくり

申立ての手続支援

法人後見の普及啓発

チーム支援

後見人等の支援

市民後見人の育成

中核機関になってどんなことが変わるの？

成年後見制度が「身近な制度である」とみなさんに認識され、支援が必要な方にきちんとつながる仕組みづくりを目指します。

☆意思決定支援や身上保護などの福祉的な視点をしっかりと取り入れた支援が行えるよう、支援体制の整備を行います。

☆専門職との連携によりチーム支援（福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制）が行えるようになります。



マスク寄付ボックスへの寄付 ありがとうございます

6月1日から寄付のお願いをした新品マスク。これまでにたくさんのマスクをご寄付いただきました。

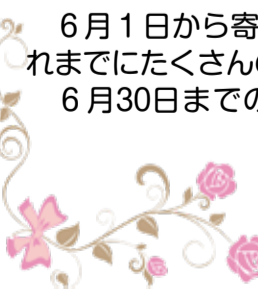
6月30日までの1ヵ月間に集まったマスクは、厚木市社会福祉施設連絡会の会員施設のうち、高齢者施設・障がい者施設24施設に配分しました。

どの施設もコロナウイルス感染症予防対策に懸命で、「マスクは必需品」と喜んでくださいました。

不織布や綿のマスク、そして色とりどりの手作りマスクは、受け取られた方々の心をきっと明るくしてくれたことと思います。ご寄付いただいた皆様、ありがとうございました。

マスク寄付ボックスは当面の間、厚木市保健福祉センター1階に設置しています。

たくさんのご寄付にも対応できるよう、大きなボックスを用意しました。引き続き、ご協力をお願いします。



令和元年度 事業報告と決算

重点事業報告

地域支え合い活動の推進

- 地域福祉活動の推進母体である、15地区の地域福祉推進委員会に対する支援を実施。
- 地域福祉コーディネーターによる地域支援・個別支援を通じて、住民相互の支え合い活動を支援。
- 第2層生活支援体制整備協議体(※)と連携し、住民同士が互いに助け合い、支え合うことのできる仕組みづくり等を推進。
※地域住民同士が情報共有と地域づくりの話し合いをする場(市内10ヶ所の地域包括支援センターごとに設置)



権利擁護の推進

- 厚木市権利擁護支援センター事業の取組
 - ・成年後見相談の実施や成年後見制度活用講座の開催等、制度の普及を推進。
 - ・市民後見人との複数後見による法人後見を実施。



- 日常生活自立支援事業の取組
 - ・判断能力が十分でない高齢者や障がい者を対象に、福祉サービスの利用手続きや金銭管理等の支援を実施。

多様なボランティア活動の推進

- ボランティア養成のため、各種ボランティア講座を実施。また、ボランティア情報を提供。
- 地区の福祉活動に携わる人材の発掘・養成と担い手の確保及び受講者のその後の継続的な地域活動を支援するため、地区地域福祉推進委員会と共催で「地域ボランティア養成講座」を開催。
- 災害救援ボランティア支援センターの運営に必要なスタッフ確保のため、運営スタッフの養成講座を実施。スタッフの増員を図った。



決算の概要

【収入】

238,388,875円

①賛助会員会費・寄付金・共同募金配分金	25,736,979円
一般会員会費、賛助会員会費、ふれあい基金、善意銀行、共同募金一般配分金、年末たすけあい配分金など	
②補助金・受託金	143,928,165円
厚木市、神奈川県社会福祉協議会から	
③事業収入	26,568,016円
広報広告掲載料、講座参加費、貸付事業償還金、介護給付と利用者自己負担金など	
④その他	42,155,715円
利息、収益事業(自動販売機設置事業)、前年度からの繰越金など	

【支出】

238,388,875円

①地域福祉のために	35,969,132円
・15地区地域福祉推進委員会への事業費等交付など	
②住み慣れた地域で安心して暮らしていくために	37,481,676円
・しあわせライフサービス、あんしんセンター、居宅介護事業の運営 ・移送サービスの実施・資金貸付事業・車いすの貸出・権利擁護支援事業など	
③ボランティア活動のために	9,524,248円
・ボランティア養成講座の開催・ボランティア情報の発信 ・小中学校へ体験型福祉教育の講師を派遣	
④共同募金配分金事業のために	1,512,499円
・男の料理教室の開催・障がい者地域活動支援センターなどへの助成 ・高齢者福祉施設一日体験事業の実施など	
⑤法人運営のために	135,982,760円
・賛助会員募集・社協あつぎの発行・社会福祉大会の開催 ・理事会、評議員会などの開催・事務局費など	
⑥障がい者の自立と就労確保のために	8,237,041円
・厚木市保健福祉センター内 喫茶どんぐり、売店どんぐりの経営	
⑦自主財源確保のために	594,199円
・自動販売機設置事業	
⑧令和2年度への繰越金	9,087,320円

※ 事業報告及び資金収支計算書等の計算書類については、
本会ホームページでご覧いただけます。

厚木社協 検索

職員募集

正規職員を募集します。

《職種》社会福祉協議会事務局における事務

《採用人数》若干名

《受験資格》次の各項目をすべて満たす方

- 昭和60年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方
- 社会福祉士の資格を取得しているか、令和3年3月31日までに取得見込みの方
- 普通自動車(第1種)運転免許を取得している方、またはこれと同等以上の自動車運転免許を有している方

《採用予定》令和3年4月1日

《一次試験》令和2年10月31日(土)適性検査、作文、面接試験

《受付期間》令和2年9月15日(火)～令和2年10月15日(木)

《その他》

詳細は、本会事務所(保健福祉センター5階)で配布している受験案内、または本会ホームページをご覧ください。

《問合せ先》総務係 ☎ 225-2947

皆さまの善意 ありがとうございます
ございます

5月21日から8月20日までに善意銀行・ふれあい基金へ寄付金を寄せられた方々です。
(敬称略・順不同)



美容室サロン・ド・ベルお客様一同	18,000円
三菱ふそう労働組合 本社支部	30,000円

現在、善意銀行では、新型コロナウイルス感染症の対策をしながら支援を頑張っている市内の福祉事業所への指定寄付を受付けています。



<p>社会福祉法人 県央いずみ会</p> <p>妻田保育園 (定員150名)</p> <p>あゆみ保育園 (定員120名)</p> <p>つばき保育園 (定員120名)</p> <p>保育士募集</p> <p>厚木市妻田西2-20-5 ☎ 046-222-2632 妻田保育園 採用担当者</p>	<p>社会福祉法人 みどり会</p> <p>みどり保育園</p> <p>厚木市戸室3-3-11 定員150人 ☎ 223-7555</p> <p>もみじ保育園</p> <p>厚木市松枝1-1-3 定員120人 ☎ 244-4670</p> <p>地域密着型特別養護老人ホーム 『きみどり』</p> <p>厚木市戸室1-26-11 定員29人 ☎ 046-204-6961</p>	<p>三田保育園</p> <p>所在地 厚木市三田350-3 ☎ 241-9127 FAX 242-6892</p> <p>入所定員 3歳未満児 38人 3歳以上児 52人 計 90人</p> <p>開所時間 平日 7:30～19:00 土曜 7:30～16:30</p>	<p>岡田保育園</p> <p>所在地 厚木市岡田1-7-8 ☎ 228-6480 FAX 229-7248</p> <p>入所定員 3歳未満児 58人 3歳以上児 62人 計120人</p> <p>開所時間 平日 7:30～19:30 土曜 7:30～17:30</p>
--	---	--	--

募 集 と お 知 ら せ

同行援護従業者養成研修

視覚障がい者の日常生活の活動範囲を広げ、社会参加をサポートするために、外出時の移動支援に必要な知識・技能等の専門知識を身につける研修です。本研修課程を修了した方は、本会の居宅介護事業所でもガイドヘルパーとして活動することができます。

対 象 市内在住または在勤・在学中、全カリキュラムを受講できる方 20人 (応募多数の場合は抽選)

日 時 10月23日(金)、30日(金)、11月6日(金)、16日(月)、30日(月) 全5回 9時~17時

場 所 厚木市保健福祉センター4階 ボランティア研修室他

受講料 14,000円(初日に徴収) その他、テキスト代2,640円と実習にかかる交通費・食事等は自己負担

申込方法 10月2日(金)までに電話またはFAX(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号・事業所等でのガイドヘルパー活動の有無を記入)でお申込みください。

申込先 援護係 ☎ 225-2947 FAX 225-3036

厚木市権利擁護支援センター 成年後見制度普及啓発講座

将来の不安に備え安心して生活が送れるよう生活の一環として、成年後見制度について行政書士がわかりやすくご説明し、役立つ手続きを紹介します。講座終了後、個別相談を行います。

対 象 市内在住、在勤の方25名(先着順)

日 時 10月16日(金) 14時~15時30分

場 所 厚木市保健福祉センター4階 ボランティア研修室

講 師 桜行政書士事務所 行政書士 山田沙耶 氏

参加費 無料

申込方法 10月9日(金)までに電話またはFAX(講座名・氏名・年齢・住所・電話番号を記入)でお申込みください。

申込先 権利擁護支援センター ☎ 225-2939 FAX 225-3021

共同募金会 義援金受付中

- 令和2年7月豪雨災害義援金 (県域を超えた支援を目的とした義援金)
■令和2年7月福岡県豪雨災害義援金
■熊本県南豪雨災害義援金
■令和2年7月佐賀県豪雨災害義援金
■令和2年7月島根県豪雨災害義援金
■令和2年7月豪雨災害義援金(長野県)
■令和2年7月山形県豪雨災害義援金

お寄せいただいた義援金は、中央共同募金会や被災県共同募金会を通して、被災者に届けられます。

受 付 神奈川県共同募金会 厚木市支会 (厚木市社会福祉協議会内) 平日8時30分~17時15分 (祝日・年末年始を除く)

問合せ 厚木市社会福祉協議会 地域福祉係 ☎ 225-2949

日常生活における様々な悩み事相談は 福祉総合相談

日常生活における様々な悩み事、心配事などを気軽に相談できる窓口です。

相談日 平日8時30分~17時15分 (祝日・年末年始を除く)

場 所 厚木市保健福祉センター 5階
問合せ 援護係 ☎ 225-2947



車いすの貸出

通院や外出、急な怪我などで一時的に車いすが必要となった市内在住の方に対して、2カ月間車いすを無料でお貸しします。



問合せ 援護係 ☎ 225-2947

交通遺児激励金・見舞金・福祉金を支給します

対 象 交通事故等(列車、電車、船舶、航空機の運行上の事故を含む)による20歳未満の遺児やその世帯で、市内に住所がある方。 ※見舞金については、県労働災害見舞金の給付を受けていない交通遺児世帯。

申請方法 交通遺児調査書に必要事項を記入し提出(郵送可)してください。交通遺児調査書は、社協事務所にあります。

問合せ 援護係 ☎ 225-2947

※この事業は、かながわ交通遺児援護基金交付金及び神奈川県トラック協議会・厚木からの寄付金を財源として行っています。

新型コロナウイルスによる生活福祉資金の特例貸付について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお悩みの方々へ向けた特例貸付を実施しています(※9月30日まで)。 これまでに、2187件の申し込みがありました(8月27日時点)。

▶緊急小口資金 休業等により収入減少があり、一時的に生活維持のための貸付を必要とする世帯向け

▶総合支援資金 収入減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯向け

必要書類、申請手順等については 次のホームページでご確認ください。

神奈川県社会福祉協議会のホームページ ▶http://www.knsyk.jp

本会ホームページ ▶http://www.shakyo-atsugi-kanagawa.jp

厚木市権利擁護支援センター

成年後見相談

成年後見制度の利用方法や後見人の実務に関することなど、専門職が相談をお受けします。

◇弁護士による相談

相談日 毎月第3木曜日13時~14時

受付 予約制。相談日の1週間前までに電話で予約。相談は無料。

◇司法書士による相談

相談日 毎月第2・第3水曜日

13時~15時(1人1時間)
受付 予約制。相談日の1週間前までに電話で予約。相談は無料。

終活相談

自分らしい人生の最期を迎える準備について心配はありませんか。司法書士が相談をお受けします。

対 象 市内在住で、ひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯で身寄りのない方

相談日 毎月第2・第3水曜日

14時~16時(1人1時間)

受付 予約制。相談日の1週間前までに電話で予約。相談は無料。

成年後見相談・終活相談の問合せ先..... 権利擁護支援センター ☎ 225-2939

高齢者・障がい者の虐待通報受付

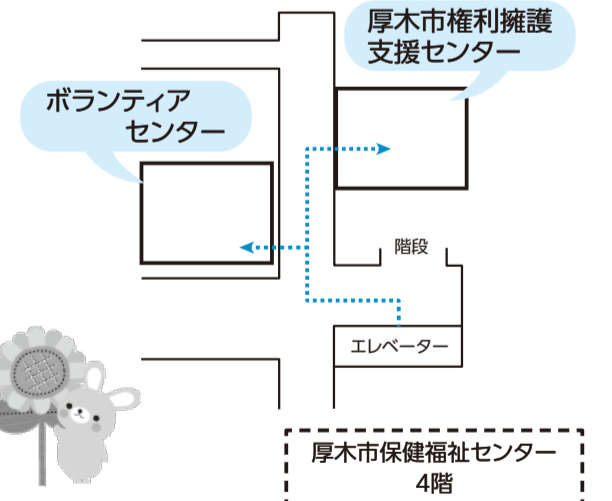
ご本人やご家族に寄り添い、関係機関と連携し、適切に対応します。

受 付 平日8時30分~17時15分 (祝日・年末年始を除く)

問合せ 権利擁護支援センター ☎ 225-2939 FAX 225-3021 メール kenri@shakyo-atsugi-kanagawa.jp

一部 事務室が変わりました

厚木市権利擁護支援センターを新しく厚木市保健福祉センター4階に開設したことに伴い、ボランティア相談やボランティア保険の受付等の窓口であるボランティアセンターの場所が変わりました。



かねだ チャイルド園

所在地 厚木市金田254 ☎ 296-4152 FAX 296-4154

入所定員 3歳未満児 36人 3歳以上児 54人 計 90人

開所時間 平日 7:30~19:00 土曜 7:30~16:30

厚木YMCA子ども館

YMCAあつぎ保育園 ホサナ

Tel./Fax. 046-222-8619

定 員: 3歳未満児 24名 3歳以上児 36名 計60名

開所時間: 平日 7:00~20:00 土曜 7:00~18:00

※併設 YMCA健康福祉専門学校 保育士・介護福祉士養成校

YMCA児童発達支援 あつぎ

Tel.046-222-1301

対 象: 児童発達支援事業 (未就学児)

放課後等デイサービス 学齢児(高校生まで)

※利用には受給者証が必要になります。 開 所: 月曜日~金曜日

放課後児童クラブ あゆの学校

Tel.046-244-4181

対 象: 小学生 (入会は4年生まで)

開所時間: 月~金曜日 14:00~19:00

2021年度 あゆの学校 9月23日(水)~ 募集開始

厚木ふじの花保育園

所在地 厚木市旭町2-4-15 ☎ 046-265-0503 FAX 046-265-0507

入所定員 3歳未満児 55人 3歳以上児 75人

開所時間 平日 7:30~19:30 土曜 7:30~18:30

一時保育 平日 8:30~16:30 土曜 8:30~16:30

じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金 あつぎ2020

WEBサイトも見てね!



神奈川県共同募金会厚木市支会 (厚木市社会福祉協議会内)

所在地：厚木市中町1-4-1 厚木市保健福祉センター5階
TEL：046-225-2949 FAX：046-225-3036
赤い羽根データベース「はねっと」URL：
<https://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home.do>

10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります!皆さまのご協力をお願いします。

赤い羽根共同募金の使いみち

皆さまからお寄せいただいた募金は一旦神奈川県共同募金会に全額送金され、配分委員会での審査を経て、厚木市内の「福祉教育」「子育て支援」、高齢者や障がい者への「家事援助」や「配食サービス」などを行う福祉団体・ボランティア団体の福祉活動、また民間福祉施設の施設整備などに役立てられています。
その他にも、神奈川県内の広域で活動する福祉施設（児童養護施設等）の福祉車両整備などに活用されるとともに、一定率は「災害等準備金」として積み立てられ、国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。

令和2年度の募金目標額は1,600万円です

赤い羽根共同募金は、地域の民間福祉活動のニーズ（需要・必要性）を把握してから募金を行う「計画募金」ですので、毎年目標額を設定しています。

民間福祉施設・福祉活動団体へ

◎県内及び市内の民間福祉施設等へ 「1,161万円」

- 民間福祉施設等の設備や車両等の費用として
- 高齢者や障がい者の家事介護、配食、送迎サービス等を実施している民間福祉団体へ
- 広域的な福祉活動を行う福祉施設等の事業へ
- 「災害等準備金」として一定率を積み立て、国内大規模災害時には取り崩して災害ボランティア活動へ など



厚木市社会福祉協議会へ

◎地域福祉・福祉教育事業として 「354万円」

- 15地区地域福祉推進委員会の活動資金を助成
- ボランティア団体の活動資金を助成
- ボランティア養成講座の開催
- 中学生の高齢者施設一日体験事業を実施
- 福祉教育推進事業の実施（小中学校の福祉教育充実の一助として、手話、点字、誘導、車いす、高齢者疑似体験などを実施）
- 高齢男性向けの料理教室の開催 など

年末たすけあい活動へ

◎年末たすけあい事業として 「85万円」

- 障がい福祉サービスを目的に活動する施設（就労継続支援B型事業所・地域活動支援センターなど）が、年末年始に実施する様々な事業を資金面から支援するため助成金として交付。

令和2年度
赤い羽根動物キャラクター
「フンボルトペンギン」



様々な方法で募金できます

赤い羽根共同募金に寄付する方法は、次の7つの方法があります。可能な範囲でご協力をお願いいたします。



戸別募金

自治会にご協力いただき、ご家庭での募金をお願いしています。



街頭募金

民生委員・児童委員、福祉施設、ボランティア団体など各種団体の皆さまにご協力をいただいて、駅前などで実施しています。



法人募金

市内の企業・事業所へ募金をお願いしています。



学校募金

市内の小・中・高校、専門学校、短大、大学で募金をお願いしています。



職域募金

会社等の職場内での募金をお願いしています。



イベント募金

今年度より、湘南ベルマーレ様との協働イベントに参画しています。



その他の募金

「インターネット募金」・「赤い羽根仕様自動販売機による寄付」などがあります。

税制上の優遇措置があります

赤い羽根共同募金は、公益性・緊急性が高い寄付金として「指定寄付金」とされており、金額により税制上の優遇措置の対象となります。

☆個人の場合

所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。

☆法人の場合

全額を損金算入することができます。

令和元年度にお寄せいただいた募金は、 15,570,170円となりました

次のとおり配分・助成され、福祉活動に役立てられています。

- 厚木市内の民間福祉施設などへ 8,080,000円
- 厚木市社会福祉協議会の事業費へ 4,110,000円
- 年末たすけあい事業として、市内の障がい者就労継続支援B型事業所などへ 850,000円
- 県内で広域に活動する福祉施設への配分や「災害等準備金」として積み立てなど 2,530,170円

・・・ご協力、ありがとうございました・・・

インターネット募金

インターネットにより、クレジットカード決済、コンビニエンスストア、ペイジー等でご寄付いただけます。
(下記QRコードよりアクセス▼)



赤い羽根使用自動販売機

飲料水などの商品が購入されるたびに、売り上げの一定率が赤い羽根共同募金に寄付される自動販売機です。



けいわ保育園
所在地 厚木市中町3-3-9
アーバンプラザ3F
☎ 221-4570 FAX 221-4066
入所定員 90人
開所時間 平日 7:00~20:00
土曜 7:00~18:00
一時保育 平日 8:30~16:30

けいわ星の子保育園
所在地 厚木市中町3-3-9
アーバンプラザ1・2F
☎ 296-2040 FAX 295-0057
入所定員 30人
開所時間 平日 7:00~22:00
土曜 8:00~22:00
一時保育 平日 11:00~19:00

あゆのこ保育園
所在地 厚木市恩名1-10-38
☎ 296-5177 FAX 225-8177

入所定員 3歳未満児 48人
3歳以上児 72人
計120人
開所時間 平日 7:00~20:00
土曜 7:00~18:00
一時預かり 平日 8:30~16:30

社会福祉法人 新考会
キンダーガーデンこぼと
厚木市旭町3-7-3 TEL 046-220-6333

はぐくみの丘保育園
厚木市長谷1128-1 TEL 046-290-2033

・開所時間 平日7:00~20:00
土曜7:00~18:00
・一時保育 その他子育て支援

意外とあなたの近くに♪

どんな活動をしているの?
厚木市社会福祉協議会

日々の活動
Facebookで
発信中!